



高松市告示第 2 8 3 号

高松市自転車等の適正な利用に関する条例(昭和 5 7 年高松市条例第 2 7 号)第 1 2 条第 3 項の規定により処分する放置自転車のうち、リサイクルが可能と認められる自転車について、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 5 5 年法律第 8 7 号)第 6 条第 4 項の規定により所有権を取得するので、高松市放置自転車リサイクル要綱第 2 条の規定により告示します。

なお、当該自転車は、現在、本告示第 3 項に掲げる場所に保管しています。

令和 8 年 5 月 7 日

高松市長 大 西 秀 人

- 1 所有権取得年月日(告示日から 2 週間を経過した日とする。)

令和 8 年 5 月 2 2 日

- 2 所有権を取得するリサイクル自転車の台数及び特徴

別紙のとおり

- 3 所有権を取得するリサイクル自転車の保管場所

高松市錦町二丁目 4 番 4 号 高松市錦町自転車保管所

- 4 連絡場所

高松市都市整備局交通政策課

電話 0 8 7 - 8 3 9 - 2 1 3 8

## リサイクル自転車の台数及び特徴

### 1 リサイクル自転車の台数 2台

### 2 リサイクル自転車の特徴

番号	整理番号	車体番号	防犯登録番号	車体色	タイヤ サイズ	備考
1	㊟12	SYE304335	AH51315	緑	27	
2	㊟93	SYB031727	AH37861	黒	27	
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						